

申告書の受け付けが始まります 忘れずに提出しましょう

「所得税」の確定申告と「市民税・都民税」の申告は2月18日(月)から

所得税の確定申告と市民税・都民税の申告の受け付けが始まります。窓口での受け付けは、2月18日(月)～3月15日(金)です。
所得税の確定申告は税務署で、市民税・都民税の申告は市役所で受け付けます。
各会場とも、車での来場は遠慮ください。
なお、確定申告書は郵送でもお受けします。申告書を郵送する方で「控え」が必要な方は、控えに住所、氏名などを黒ボールペンで記載の上、切手を貼った返信用の封筒を同封してください。

所得税の確定申告

申告と相談は東村山税務署へ
〒189-8555、東村山市本町1-20ノ22、
☎042・394・6811(自動音声案内に沿って「0」を選択してください)

申告書は自分で書いて
早めにご提出を

所得税の申告と納税は2月18日(月)～3月15日(金)です。

※土曜・日曜日、祝日はお休みです。ただし、2月24日(日)と3月3日(日)に限り、午前9時～午後5時に東村山税務署で確定申告書作成のアドバイス、申告用紙の配布、申告書の受け付けを行います。なお、この2日間は混雑が予想されます。あらかじめご了承ください。

【注意】2月24日(日)・3月3日(日)は電話での相談および国税の領収、納税証明書の発行は行いません

国税庁ホームページで確定申告書などの作成ができます

国税庁ホームページ内の「確定申告書作成コーナー」で申告書を作成し、印刷してそのまま税務署に提出することができます。また、同一コーナーで作成した申告書はe-Tax(国税電子申告・納税システム)を利用して送信することができます。e-Taxをご利用いただくためには電子証明書の取得など、各種の手続きが必要です。詳細

確定申告の無料相談会(税理士会)

【対象】年金受給者、給与所得者、小規模納税者の方

会場	日程	時間
市役所7階 701・703会議室	2月12日(火) ～2月15日(金)	午前9時半～11時半、 午後1時半～3時半

※受付時間は混雑の状況により、早く締め切ることがあります。
※相談内容が複雑な方、譲渡・相続・贈与の申告の方は、税務署または有料で税理士にご相談ください。
※前年申告した方は、前年の確定申告の控えをご持参ください。

確定申告の無料相談会(税理士会)は、所得税や個人事業者の消費税率の納税には、口座振替で

個人事業者の消費税率および地方消費税の確定申告

必要のない方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居者の扶養になつていない場合は除く)。

市民税・都民税の申告会場

会場	日程	受付時間
市役所2階 204・205会議室	2月18日(月) ～3月15日(金)	午前8時半～11時、 午後1時～5時
夜間申告相談窓口 市役所2階204・205会議室	2月22日(金)、 3月1日(金)	午後5時～8時

※夜間申告相談窓口では、電話相談と証明書などの発行はできません。

前年(24年)中に、病氣・失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居者の扶養になつていない場合は除く)。

前年中に収入のなかった方も申告をお願いします

必要のない方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居者の扶養になつていない場合は除く)。

市民税・都民税の申告

申告と相談は、市役所課税課市民税係へ
(市役所2階・内線2333・2337)

市役所における申告の受け付けは、土曜・日曜日、祝日はお休みです。

なお、2月22日(金)と3月1日(金)の午後5時～8時に「夜間申告相談窓口」を行います。ただし、午後5時以降は、電話相談および証明書などの発行は行いません。

申告が必要な方

(1) 25年1月1日現在、市内に住所があり、前年中に収入のあった方

(2) 給与所得者でも、次のいずれかに該当する方

①勤務先から市役所へ給与支払報告書の提出がない方

②給与を2カ所以上から受けている方

③24年中に退職し、25年1月1日現在就職していない方

④給与のほかに地代、家賃原稿料、年金、配当などの所得があつた方(所得税では、給与所得者で給与以外の所得が20万円以下の方は確定申告をする必要がありませんが、市民税・都民税では申告をする必要があります)

(3) 25年1月1日現在、市内に居住していないが、市内に事務所や家屋敷を有する方

前年中に収入のなかった方も申告をお願いします

前年(24年)中に、病氣・失業・学生などの理由で収入のなかった方も、申告書裏面の「収入のなかった方へ」にその旨を記入し、提出してください(同居者の扶養になつていない場合は除く)。

※市民税・都民税の申告書は、国民健康保険税の算定や

非課税証明書発行などの資料となります。



申告の必要がない方

(1) 前記申告が必要な方の(1)～(3)に該当し、所得税の確定申告書を税務署に提出した方

(2) 給与所得者で給与以外の所得がなく、勤務先から市役所へ給与支払報告書を提出済みの方

(3) 給与所得者の妻などで同居の方の扶養になつている方

(4) 24年中から継続して生活保護を受けている方(2面に続く)

市ホームページに バナー広告を掲載しませんか

月に約7万件的アクセスがある市のホームページに、(3月29日(金)に)消印広告(バナー広告)を掲載してみませんか。

【基準】公共性と品位を損なわないもの。政治・宗教活動、意見広告と個人宣伝などは除きます

【規格】縦60ピクセル、横150ピクセル。4キロバイト以内。GIF形式。「トップページ」に表示します

※広告デザインは広告主で作成していただきます

【掲載期間】5月から、1カ月単位で最長12カ月

【掲載料】1枠当たり月2万円

詳しくは同担当 ☎470・7708へ。

《今号の主な内容》

- ・「新入児童・高齢者交通安全の集い」を開催します 2面
- ・3月1日(金)から「春の火災予防運動」を実施します 3面
- ・ダストボックスへの不法投棄撲滅キャンペーンを実施します 4面
- ・スポーツセンター駐車場の一部を閉鎖します 7面